

# 高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

| 評価(ABCD) |
|----------|
| A        |

~~2~~ 本件法律は 憲法 14条1項に反して違憲となるか。

(1) 本件では、被災母子家庭と被災父子家庭とを区別して特別支援金の制度を設けていることが「平等」(同項)に反するか問題となる。

5 (2) 「平等」とは、相対的平等をい、国が合理的根拠なく区別をこれとに「平等」に反すると解せ。

(3) 審査基準について

14条1項には、不合理の区別について例示列挙されており、これに該当する場合には不合理な区別であると推定される。

10 「性別」(同項)とは雄雌の別をいう。本件では母子か父子かに着目し特別支援金を給付を否かについて区別をしている。よって、雄雌の別における区別といえ、「性別」に基づく区別といえる。不合理性が推定される。

15 もっとも、特別支援金を給付するかは、生存権(憲法25条)に関わる事項であり、かつ、財政や災害支援という専門的判断を要することから、裁判所の審査が及ぶべく、国会に委ねられ、裁量が行われる。そこで、審査基準は厳格に採るとはしない。そこで、① ~~目的~~の目的の合理性、② 目的達成のための手段の合理性 という審査基準に基づいて判断す。

20 (4) ①について

本件法律の立法目的は、災害により父と生活と同一状況とて得なくなった児童について 特別支援金を給付し 福祉の増進を図ることにある。国民の私生活上の福祉の向上を目的としているといえ、目的自体は重要である。もっとも、この目的が、被災母子家庭と被災父子家庭とを区別する目的は <sup>法律の文意から</sup> 明らかではない。国はこの点について世帯の生計はなお主として男性によって支えられる場合が多いこと

25 45 区別 両者を区別している。一般に ~~世帯の生計を支える~~

①  
「法のF」の  
この部分 ②(4)  
整合しない  
論点です。

②(a)

②(c)  
→ 立法により  
初めて具現化  
される  
という検討の過程  
も考慮される  
とが正しい。

②(b)

③(a)

「と知られる」  
その表現が正しいか。

(∵国はこれより  
明言しているから)

~~支え手者が加~~ ~~この~~ 区別の目的は必ずしも不合理とは  
いえない。

~~もて、区別の目的は一般に生活を支える者を失った者の保護にお~~  
~~いてある。~~ ~~もて、もて、目的は、生活を支える者を失った者の保護にお~~

(5) (2)については

国は上記目的のために、災害母子家庭にのみ支援金の給付  
を行っている。これは、一般に生活を支えることなからた母子家庭の  
福祉を増進させること、目的達成の手段として合理性があるとも  
思える。

しかし、現在は女性の社会進出により女性のみで生活  
を支えることもあること、及び、災害による困難は多様である  
ことから、母子と父子とを区別する合理性はないといえる。

例えば、常勤会社員として働いて、<sup>母親</sup>子で自分の損壊が  
軽微である場合でも支給されるのに対して、自宅で食堂を営ん  
でいた父親で、自宅が倒壊し、唯一仕事していた妻が死亡した  
場合は、支給されないことになる。<sup>父親</sup>前者の方が生活が苦しいにもか  
かわらず、支給されないのは不都合である。~~この~~ ~~生活水準~~  
~~にあらずに、性別によって支給の有無を決定するのは目的達成~~  
~~の手段として不合理といえる。~~

また、目的達成の手段としては、性別に着目するよりも、  
生活の困難レベルに着目する方がより画一的といえる。

さらに、災害被災者支援法による支援金は、1月2万  
3千円（同法5条）を1年6月を越える期間で  
給付する（同法6条）ものである。この額は大きな  
期間も長期とはいえないので、区別の程度は著しいとはいえず、  
とも思える。しかし、~~災害~~被災者にとっては仮り軽微な被災  
であったとしても、支援金が日常生活費の重要な一部  
になると考えられる。また、被災の程度が著しい場合には  
支援金は重要といえる。よって、区別の程度は著しい  
といえる。

以上より、目的達成のために被災母子家庭にのみ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

# 高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

|          |
|----------|
| 評価(ABCD) |
|          |

|    |                                                                                                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p> <del>本</del> 支給金も給付が認められ、半額として <sup>合理性があるとは認めない。</sup> <del>不合理である。</del><br/>         6) 以上より、本件法律4条は憲法14条1項に反して<br/>         違憲であると存する。       </p> |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
| 5  |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
| 10 |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
| 15 |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
| 20 |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
| 25 |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |
|    |                                                                                                                                                           |

2019年度 法律文書錬成講座（憲法） 採点シート

※村西先生が作成された採点基準を参照しつつ、松原が作成しました。

さん

各項目の得点は、（秀：100～91%，優：90～71%，良：70～51%，可：50～20%，不可：19～0%）の印象で採点しました。

|                                                 |         |
|-------------------------------------------------|---------|
| ① 14条の下で不合理な別異取扱いのみを違憲とすべきことが適切に踏まえられているかどうか。   | 3 / 5   |
| ②(a) 立法目的と別異取扱いとの関連性に着目しつつ、                     | 3 / 5   |
| (b) 法律に対する違憲審査の基準が適切に設定されているかどうか。               | 2 / 5   |
| (c) 特に「堀木訴訟」上告審判決が正確に踏まえているか。<br>（言及のみ：4点を限度に。） | 7 / 10  |
| ③その基準や本件事案の特性を踏まえつつ適切に活用されているかどうか。              |         |
| (a) 目的審査                                        | 4 / 5   |
| (b) 支給額<br>（言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。）           | 4 / 4   |
| (c) 支給期間<br>（言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。）          | 4 / 4   |
| (d) 問題文に記された国の説明<br>（言及のみ：2点を限度に。）              | 3 / 4   |
| (e) 前記(b)～(d)及びそれ以外の要素を総合的に評価しているか。             | 3 / 3   |
| ④自説に対する反論可能性が十分に考慮・言及されているかどうか。                 | 1 / 5   |
| 合計<br>(A：28～， B：27～19， C：18～10， D：～9)           | 34 / 50 |

【答案全体に対するコメント】

記述のコンパクトさと問題文の争点のつかい方が光る答案でした。  
ただ、自説に対する反論をもう少し厚くするとよりよいと思います。本問では、堀木訴訟上告審判決でも争われていた生活保護制度その他の代替手段の有無、適否が格別争点でもありません。

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

評価(ABCD)

B

1. 本件法律は被災母子家庭にのみ特別支援金の制度を設け、被災父子家庭には同様の制度を設けていない。これは被災母子家庭と被災父子家庭との間に差別が生じているとして、憲法14条1項に反し違憲でないか。の「法の下」とは、

(1) 同年は個人の尊厳の確保の観点から、法適用のみならず、法内容の平等と読み解かる

「平等」とは、機械的・均一的な絶対的平等ではなく、それぞれの事情に応じた相対的平等であると解かる

したがって、全区分が合理的であれば言及され、不合理な区分は、憲法14条1項に反すると扱われる

そして、憲法14条1項後段の事由に關する区分は、歴史的に不平等な取り扱いを受けてきたことと鑑み、厳格に審査すべきである。

(2) ア本件法律は、被災父子家庭という素に着目し、被災母子と区別した取り扱いをなしている。これは、自らの努力では変えることのできない事柄であることから、憲法14条1項後段列挙事由のうち「社会的身分」に着目した区別である。この点、被災母子家庭は、世帯の生計が女性でなく男性にあることから、女性という「性別」に着目しており、厳格な審査をすべきでないとの反論も考えられる。

しかし、母子家庭という女性であることの区別でなく、一つの家庭に着目しているものであり、特に女性を積極的に優遇するものではないと考えられる。

したがって、本件法律は「社会的身分」に着目した区別であり、厳格に審査すべきであるため、本件法律の区別の目的がやむを得ない公益の利益を達成するため必要不可欠

社会的身分、  
定年に関する  
要破見です。

②(a)

1ページ

裏面へ

又、そこで、本件法律が不合理な区別である旨は、本件法律の区別の目的が重要であり、区別その目的とそれを実現するための手段との間に実質的関連性があるといえない限り、憲法14条に反すると解する。区別

②(4)

1項

5 5 本件法律の目的は、被災母子に特別支援金を支給することにより、災害を受けた児童・災害により父と生計を同じくすることを得なくなつた児童の生活利益を保護し、被災児童の福祉の増進を図ることにある。

③(d)

10 たしかに、国の世帯の生計が主として男性に支えられている場合が多いことにより、被災母子が家庭において父が世帯の生計を立てている場合と異なる生計になる程度に支援金を支給することは重要な目的であると現える。

15 しかし、世帯の生計が主として男性が支えているとは限らず被災児童の生活利益を保護することに於て父と生計を同じくすることを得なくなつた児童のみを保護することの目的が重要であるとはいえない。

「仮に同様の重要であったとしても、父が主として支えているという点に依り、被災母子と被災父子を区別することは合理的である。」

20 又、つぎに区別の目的と手段との手段についてみると、前述した通り、男が父ではなく母が生計を立てる場合もあり得る。そして、被災により生活が困窮することは、被災父子家庭であつても、被災母子家庭と被災父子家庭を区別することの必要性がない。

③(e)

25 たしかに、国の財政的事情を考慮すれば、特別支援金の額は限定すべきであり、本件法律5条が支給額を月々2万3千円とし、支(6)条が支給期間を、その支給を始めた日から1年6月の範囲で限定していることからも、家計を多少支えているという実情からすれば、相当性があると現える。

④

30 しかし、支給金総額は41万4千円を超えていることが多く、高額であるとはいえない。すなわち、被災母子家庭において被災父子家庭と同等の支援金を支給している場合、被災父子家庭と被災母子家庭を区別することは合理的であるといえず、憲法14条

③(4)(c)

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

# 高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

評価(ABCD)

|  |
|--|
|  |
|--|

1項に反する。

よて、本件法律は憲法14条1項に反し、違憲であると  
判決をする。

以上

5

10

15

20

25

3 ページ

裏面へ

2019年度 法律文書錬成講座（憲法） 採点シート

※村西先生が作成された採点基準を参照しつつ、松原が作成しました。

\_\_\_\_\_さん  
各項目の得点は、（秀：100～91%，優：90～71%，良：70～51%，可：50～20%，不可：19～0%）の印象で採点しました。

|                                                 |         |
|-------------------------------------------------|---------|
| ① 14条の下で不合理な別異取扱いのみを違憲とすべきことが適切に踏まえられているかどうか。   | 4 / 5   |
| ②(a) 立法目的と別異取扱いとの関連性に着目しつつ、                     | 3 / 5   |
| (b) 法律に対する違憲審査の基準が適切に設定されているかどうか。               | 4 / 5   |
| (c) 特に「堀木訴訟」上告審判決が正確に踏まえているか。<br>(言及のみ：4点を限度に。) | 0 / 10  |
| ③その基準や本件事案の特性を踏まえつつ適切に活用されているかどうか。              |         |
| (a) 目的審査                                        | 3 / 5   |
| (b) 支給額<br>(言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。)           | 3 / 4   |
| (c) 支給期間<br>(言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。)          | 3 / 4   |
| (d) 問題文に記された国の説明<br>(言及のみ：2点を限度に。)              | 2 / 4   |
| (e) 前記(b)～(d)及びそれ以外の要素を総合的に評価しているか。             | 1 / 3   |
| ④自説に対する反論可能性が十分に考慮・言及されているかどうか。                 | 1 / 5   |
| 合計<br>(A：28～， B：27～19， C：18～10， D：～9)           | 24 / 50 |

【答案全体に対するコメント】

問題文の事情を多く使っている点が好印象でした。そこで、自説に対する反論として、目的に関しては甲士の「家族」として立法目的の合理性を欠く社会的存在が認められない（あるいは認めがたい）といった立論も述べられていたと思います。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

|          |
|----------|
| 評価(ABCD) |
| B        |

1. 本件において、被災母子特別支援金の支給に  
関する法(以下「法」とする)が、被災母子家庭に  
の対特別支援金の制度を設け、被災父子家庭に  
は同様の制度を設けはかたことは、憲法14条1項  
に反しないか。

2. 憲法14条1項は、社会的身分や性別などによつて、  
不合理な差別をすることを禁止している。社会二種の  
平等とは、相対的平等をいう。

社会的身分とは、一般に継続的に属する社会  
的地位をいう。本件において、法によつて区別され  
ているのは、「災害により父と生計を同じにする児童」  
と「それ以外の児童」である。誰と生  
計を同じにするかは、継続的な関係にあるから、  
また、~~その後の扶養家族~~ ~~とあるから~~、これは保障や支援金  
の支給対象としたりするため、社会的地位であるといえる。

したがって、本件は、憲法14条1項の保障を受ける。

3. 立法については、形式的には国会に権限がある(憲  
法41条)が、~~立法に際しては専門的知識~~  
が専門的知識が必要となり、経済情勢に  
より迅速に対処する必要があるのである。したがって、  
国会が立法権の裁量の範囲を逸脱・濫用している  
~~と主張する場合に限り~~、司法時による審査をすべきで  
ある。

その際の具体的基準は、① 目的の合理性、

② 目的と立法の合理的関連性、~~無関係~~ である。

4. (1) 目的の合理性について

法は、4条6の番号に該当したときに、被災母子支援金

両者の区別が  
問題となる

↓  
憲法14条は  
に反しない  
の許可に入る  
ので可

①

②(a)

このあたりは  
審査基準  
との関連で  
述べられている

②(c)

法が  
「被災児童福祉  
上の生存権  
(憲法25条)に関する  
立法で認められる  
審判できると  
より良いため

②(d)

本件は憲法4条の  
後列挙事由に関する  
区別が問題になるが  
(上記2.) 同様に  
理由が乏しいとの  
批判

1 ページ

裏面へ

と反論するとしている。それ、法の目的は、「被災児童の福祉の増進」と因ることにあり(1条)。

法は、災害による父と母とを失った児童の経済的援助をしようとしている。この災害は、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることという(2条)。この自然現象が起これば、児童の監護をする者がなく、これは容易に考えられ、必然的に児童は経済的に困窮すると思われる。

したがって、法の目的は、合理性が認められる。

(2) 目的と本法の合理的関連性について

国会の説明によると、「世帯の世帯主は父または母により支えられ、父または母が死亡した場合、特別不合理的規定により」とある。常御者

しかし、今日では、女性社会進出が増加している。平均年4人の男女差は若干あるものの、男性より女性の収入が多い世帯も増加している。したがって、被災児童の福祉の増進のために、母子家庭にのみ支給するのは合理的ではない。

次に、被災災害による祖父母と父とを同じくするものには児童を存続させることができる。年金による生活で収入がなければ、母子家庭でも児童の生活は困窮する。

したがって、目的と本法の合理的関連性は高い。

(3) よって、国会による本法はその裁量を逸脱するものでないから、違憲判決とは異なり、違憲である。

5. 違憲判決に対する反論について。

この判決に対し、合憲である生活保護法において、経済的に困窮している国民に対しては、保障ができるから、法で母子家庭の児童のみを反論対象としないのはよいという反論が考えられる。

③(a)

③(d)

これは一概に言えない。

→ 必要な裁量です

→ 自説のどの部分に反対するかを明示したほうがよいです

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

| 科目名 | 区分 | 学籍番号(在学時) | 氏名 |
|-----|----|-----------|----|
| 憲法  |    |           |    |

5 しこ、生活保護法は、国民の生存権を保障する  
 最低限度であり、厳格な条件を満足する者に限り、  
 支給される。なりすると、~~そのために~~ 当該条件を満足してい  
 ない家庭以外の児童は、生活保護を受けることが、法に  
 よる保障をしないことになる。

また、そもそも、生活保護法は国民の生存権等の保障  
 が目的であるが、法の目的は、より限定的に、被災児童  
 の福祉の増進である。目的が限定的以上、法の  
 代替に生活保護制度を検討すべきではない。

10 以上

被災児童の福祉  
 甲士への  
 「生活が苦しいわけ  
 ではないものの」  
 という点では  
 支給の余地が  
 あるかもしれない  
 ですが、...

15

20

25

3 ページ

裏面へ

2019年度 法律文書錬成講座（憲法） 採点シート

※村西先生が作成された採点基準を参照しつつ、松原が作成しました。

さん

各項目の得点は、（秀：100～91%，優：90～71%，良：70～51%，可：50～20%，不可：19～0%）の印象で採点しました。

|                                               |         |
|-----------------------------------------------|---------|
| ① 14条の下で不合理な別異取扱いのみを違憲とすべきことが適切に踏まえられているかどうか。 | 4 / 5   |
| ②(a) 立法目的と別異取扱いとの関連性に着目しつつ、                   | 4 / 5   |
| (b) 法律に対する違憲審査の基準が適切に設定されているかどうか。             | 2 / 5   |
| (c) 特に「堀木訴訟」上告審判決が正確に踏まえているか。（言及のみ：4点を限度に。）   | 5 / 10  |
| ③その基準や本件事案の特性を踏まえつつ適切に活用されているかどうか。            |         |
| (a) 目的審査                                      | 5 / 5   |
| (b) 支給額<br>（言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。）         | 0 / 4   |
| (c) 支給期間<br>（言及のみ：2点を限度に。根拠条文なしで1点減点。）        | 0 / 4   |
| (d) 問題文に記された国の説明<br>（言及のみ：2点を限度に。）            | 3 / 4   |
| (e) 前記(b)～(d)及びそれ以外の要素を総合的に評価しているか。           | 0 / 3   |
| ④自説に対する反論可能性が十分に考慮・言及されているかどうか。               | 3 / 5   |
| 合計<br>(A：28～， B：27～19， C：18～10， D：～9)         | 26 / 50 |

【答案全体に対するコメント】

1ページの記述は流れもよく好印象でした。  
 手段審査の中には 架空立法の5条、6条にも着目する（問題文の事情をもちろめ）  
 ことが意識されていればより良かったと思います。